

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市諏訪赤十字病院運営費補助金
補助事業等の標目	不採算医療の機能を担う市内の公的病院等である諏訪赤十字病院の運営に要する経費について補助金を交付することにより、地域において必要な医療提供体制の確保を図る。
補助事業等の対象者	諏訪赤十字病院
補助対象経費	病院の運営に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、省令第3条第1項第3号イの表の規定により算定された特別交付税の基準額を上限額とし、予算で定める額とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 公的病院等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等のうち、総務大臣が定める者が開設する病院をいう。 (2) 不採算医療 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。）第3条第1項第3号イの表に規定する算定方法において算定の対象となるものをいう。 2 補助金の交付を受ける事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 市民の病床確保について最善を期すること。 (2) 保健、医療及び福祉関係機関との連携に努めるとともに、市の健康増

	<p>進及び医療施策に積極的に協力し、その中核的役割を果たすこと。</p> <p>(3) 市民の緊急医療体制について一層の充実を図るとともに、災害時には、市との協力体制に努めること。</p>
提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請年度における4月1日現在の病床数の分かる書類</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 収支予算書</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助事業が完了したときは、規則で定める実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	<p>諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係</p>

令和 6年 3月15日 制定 (令和 6年 4月 1日 施行)